

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、州内市中感染を受け、規制措置の一部強化を
発表（6月29日（火）午前1時より施行）

2021年6月28日
在ブリスベン総領事館

6月28日（月）、クイーンズランド（QLD）州政府は、州内市中感染を受け、6月29日（火）午前1時から、ブリスベンを含む南東部 QLD 州における感染拡大防止のための措置を一部強化する旨発表しました。

6月29日（火）午前1時から、ブリスベン（Brisbane）、イプスウィッチ（Ipswich）、ローガン（Logan）、ゴールドコースト（Gold Coast）、レッドランズ（Redlands）、サンシャインコースト（Sunshine Coast）、ヌーサ（Noosa）、モートンベイ（Moreton Bay）、シニックリム（Scenic Rim）、ロッキヤーバレー（Lockyer Valley）及びサマセット（Somerset）の南東部 QLD 州 11 地方行政区において、以下の対応が求められます。なお、同規制は7月13日（火）に見直され更新される予定です。

1 南東部 QLD 州 11 地方行政区（括弧内は6月29日（火）午前0時59分までの規制内容）

- ・自宅から外出する際には、法的理由で認められる場合を除き、常にマスクを携帯しなければならない。屋内で物理的距離の取れない場合には、マスクの着用が求められる。
- ・レストランまたはカフェで飲食する際は、着席しなければならない。
- ・私的な集会は、居住者、訪問者、子供を含め最大30名まで可能。（最大100までに制限。）
- ・すべての屋内施設では、4平方メートル当たり1名の密度制限、または入場券による座席指定着席施設の場合は最大定員（2平方メートル当たり1名の密度制限または、入場券による座席指定着席施設では最大定員。）
- ・結婚式は、最大100名かつ4平方メートル当たり1名の密度制限、及びダンスは一度に20名までに制限。（2平方メートル当たり1名の密度制限または、最大200名（いずれか多い方）または、入場券による座席指定着席施設では最大定員。）
- ・葬儀は、最大100名かつ4平方メートル当たり1名の密度制限。（2平方メートル当たり1名の密度制限または、最大200名（いずれか多い方）または、入場券による座席指定着席施設では最大定員。）
- ・高齢者居住介護施設、障がい者支援宿泊施設及び病院では、訪問者に対する規制が強化される。

2 上記を除く QLD 州全域

- ・過去14日の間に南東部 QLD 州 11 地方行政区に滞在した者は、激しい運動や着席の場合を除き、自宅から外出する際には常時、マスクを携帯し着用しなければならない。

3 州内市中感染を受け、新たな感染接触注意喚起が発出され、濃厚接触(close contacts)、偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場所、日時が大幅に増えていますので、御注意下さい。

○最新の感染接触注意喚起

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

本件発表等の詳細については、以下の関連ホームページ等(いずれも英文のみ)をご覧ください。

○本件規制強化

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/restrictions-in-qld-update>

○同規制強化を踏まえた規制緩和ロードマップ(6月29日(火)午前零時59分までの内容と、同日午前1時からの内容)

<https://twitter.com/AnnastaciaMP/status/1409404394999668743/photo/1>

○COVID-19 最新情報に関する QLD 州政府ポータル

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17、12 Creek Street、Brisbane、QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧ください(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html